

山口市移送サービス支援事業実施要綱

(目的)

第1条 山口市移送サービス支援事業（以下「事業」という。）は、高齢、疾病あるいは心身障害により、一般の交通機関を利用することが困難な者に対し移送サービスを提供することにより、外出の利便を図り、社会参加の促進と生活弱者等の移動手段の確保と社会福祉向上に寄与することを目的とする。

(実施主体)

第2条 事業の実施主体は山口市とする。ただし、事業の実施について、適切な運営が確保できると認められる社会福祉法人等に委託できるものとする。

(事業内容)

第3条 事業の内容は、車いす積載仕様等の福祉車両（以下「移送用車両」という。）により利用者の居宅と医療機関、社会福祉施設等との移送サービスとする。なお、事業を委託する場合には、細目について委託先と協議する。

(実施区域等)

第4条 事業の実施区域、移送範囲及び利用対象者は、次のとおりとする。

事業実施区域	移送範囲	利用対象者
山口市阿知須区域	山口市及び近隣市町	山口市阿知須区域に居住し、次のいずれかの要件に該当する者。 ① 概ね65歳以上の要援護の状態にある高齢者で、一般の交通手段を利用することが著しく困難な者。 ② 心身の障害又は傷病の理由により、一般の交通手段を利用することが著しく困難な者。

(利用登録)

第5条 この事業を利用しようとする者は、利用登録を行わなければならない。

(利用者負担金)

第6条 利用者は、利用時間30分につき315円、利用距離1キロメートルにつき20円負担するものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年10月1日から施行する。